

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(独) 国立大学 財務・経営センター 千葉県千葉市美浜区 若葉2丁目12番	キャンパス・イノベーションセンター (308、309号室) 賃貸借	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	18.4.21	23,492,128	随意契約	業務の目的を達することが可能な建物が契約相手方の所有であり、供給者が一に特定されるため。(会計規則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
2	(独) 国立大学 財務・経営センター 千葉県千葉市美浜区 若葉2丁目12番	キャンパス・イノベーションセンター (306号室) 賃貸借	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能美市旭台1-1	19.3.30	5,295,520	随意契約	業務の目的を達することが可能な建物が契約相手方の所有であり、供給者が一に特定されるため。(会計規則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
合計					28,787,648	0					

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
1	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（4月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	17,791,193	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
2	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（5月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	18,219,084	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
3	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（6月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	19,596,737	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
4	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（7月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	22,000,991	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
5	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（8月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	23,554,745	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
6	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（9月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	19,925,837	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
7	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（10月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	17,306,734	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
8	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（11月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	16,974,635	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
9	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（12月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	17,584,138	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
10	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（1月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	18,306,092	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
11	北陸電力（株）小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料（2月分）	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	17,224,113	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。（会計規 則第32条の4）	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
12	北陸電力(株)小松支店 石川県小松市栄町25-1	電気料(3月分)	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	17.3.31	17,417,162	随意 契約	供給することが可能な業者 が一であるため。(会計規 則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	8	
13	日本電気(株)第一官庁ユー ジョン 事業部 東京都港区芝5丁目7番1号	組込みUMLツール第一版 基本機能の開発	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	18.6.1	5,985,000	随意 契約	本学と共同で開発の経験があ り、その際の特許な技術等 について熟知しており、他 では契約の目的を達成す ることができないため。(会 計規則第32条の4)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
14	富士通(株)北陸営業本部 石川県金沢市尾山町1番8号	ホリウムコミュニケーション基 盤の汎用化	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	18.7.31	32,025,000	随意 契約	本学との複数年に渡る共同研 究プロジェクトにおいて技術 開発を行っており、研究内 容が他社に漏れては目的が達 せられず、また知的財産権を 守るため。(会計規則第32 条の4)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
15	あずさ監査法人 東京都新宿区津久戸町1番 2号	監査契約	監査受嘱者 学長 潮 田資勝 石川県能美市 旭台1-1	18.9.1	5,250,000	随意 契約	法律等により会計監査人の 選任は主務大臣が行うこと となっているため。(会計 規則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
16	(株)日立ハイテクノロジーズ 中部支店 愛知県名古屋市中区錦二丁目 13-19	電子顕微鏡保守	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	18.9.29	12,726,000	随意 契約	メーカーより当該業務を委任 されている唯一の先であり、 他では契約の目的を達成す ることができないため。(会 計規則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
17	デジタルファッション (株) 大阪府大阪市中央区本町2丁 目2番7号	質感表現システム開 発	契約担当役 事務局長 濱崎豊 石川県能美市 旭台1-1	18.10.4	11,160,000	随意 契約	本学と共同で開発の経験があ り、その際の特許な技術等 について熟知しており、他 では契約の目的を達成す ることができないため。(会 計規則第32条の4)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
18	武蔵エンジニアリング (株) 東京都三鷹市下連雀8-7-4	マイクロアレイ分注 システム	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能 美市旭台1-1	18.12.20	11,970,000	随意 契約	メーカーが直接販売のみ 行っており、供給すること が可能な業者が一であるた め。(会計規則第32条の 4)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
19	(株)コベルコ科研 兵庫県神戸市西区高塚台1-5-5	反射マイクロ波光導 電減衰測定装置	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能 美市旭台1-1	19.1.12	14,385,000	随意 契約	メーカーが直接販売のみ 行っており、供給すること が可能な業者が一であるた め。(会計規則第32条の 4)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
20	(株)コベルコ科研 兵庫県神戸市西区高塚台1-5-5	反射マイクロ波光導 電減衰測定装置用制 御ソフト	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能 美市旭台1-1	19.2.5	11,760,000	随意 契約	メーカーが直接販売のみ 行っており、供給すること が可能な業者が一であるた め。(会計規則第32条の 4)	その他	20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの		
21	富士ゼックス北陸(株) 石川県金沢市中橋町11-18	富士ゼックス電子複写 機の賃貸借及び保守	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能 美市旭台1-1	19.3.15	5,234,040	随意 契約	前年度からの継続であり、 メーカーとの直接契約を行 っており、他では契約の目的 を達成することができないた め。(会計規則第32条の 4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由 (具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
22	パリアンテクノロジーズジャパンリミテッド 大阪営業所 大阪府大阪市淀川区西中島7-5-25 新大阪 ドイビル	超伝導核磁気共鳴装置の保守	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能 美市旭台 1-1	19.3.26	5,827,500	随意契約	国内総代理店が直接契約のみ行っており、他では契約の目的を確実に達成することができないため。(会計規則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
23	エルゼビア・ビー・ブイ サイエンス・アンド・テクノロジーズ オランダ王国アム ステルダム市 ラーダーウェヒ29	サイエンス・ダイレクト 電子ジャーナルの利用 一式	契約担当役 事務局長 伊藤 政信 石川県能 美市旭台 1-1	19.3.30	16,700,356	随意契約	本学が必要とする電子ジャーナルの販売を日本で唯一、また直接行っており、供給することが可能な業者が一であるため。(会計規則第32条の4)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	10	
合計					358,924,357						

- (注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約（各国立大学法人の定める少額随契限度額以下のものを除く）のうち、「同一所管公益法人等」（「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。）以外の者（その他の公益法人、民間法人等）との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。「公益法人等」には、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利法人、中間法人、協同組合は含まない。
- (注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約（18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの）については、以下のとおり整理する。
電気、ガス、水道、電話通信役務・・・調査対象（1回の支払につき1件とする）
複数年契約のリース契約、コピー機の保守役務等・・・18年度に契約していなければ、調査対象外
- (注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額（複数年契約の場合は、契約期間全体の調達総（予定）額）を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。
- (注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。
- (注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。
- (注6) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。
- (注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他（引き続き企画競争・公募を実施）」と記載する。
- (注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、（ ）で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。
- (注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「（競争性のない）随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)に該当する場合はその番号、該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
・競争に付することが不利と認められる場合「14」
・秘密の保持が必要とされている場合「15」
・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
・見直し後においても、なお、包括条項（バスケットクローズ）に該当する契約とする場合については「19」